

2015年5月8日

各 位

会 社 名 パ ン チ 工 業 株 式 会 社
住 所 東 京 都 港 区 港 南 二 丁 目 1 2 番 2 3 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 田 雅 亮
(コード番号：6165 東証第一部)
問 合 わ せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 村 田 隆 夫
TEL. 03-5460-8237

定款一部変更並びに取締役、監査役及び会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、2015年5月8日開催の取締役会において、定款一部変更並びに取締役及び監査役選任議案を、また同日開催の監査役会において、会計監査人選任議案を、それぞれ2015年6月24日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

①目的の変更

当社及び当社子会社における今後の事業内容の拡大及び将来の事業展開に備えるため、業界・業種に拘わらず、広く事業展開できるよう、定款第2条の文言につき所要の変更を行うものであります。

②発行可能株式総数の変更

当社の発行済株式総数は、2015年3月31日現在、11,061,200株まで増加し、定款に定めた発行可能株式総数の上限(2,000万株)の55.3%に達しております。こうした中、今後の当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能とするため、現行定款第5条に定める当社の発行可能株式総数を2,000万株から4,000万株に変更するものであります。

なお、本変更は、いわゆる買収防衛策の導入を意図したものではありません。

③責任限定契約の締結範囲改正に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が本年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役については定款第30条の文言の一部、監査役については定款第41条の文言の一部について、それぞれ所要の変更を行うものであります。定款第30条の変更に関しては各監査役の同意を得ております。

なお、本変更に伴い、新たに責任限定契約を締結する予定がある取締役及び監査役はおりませんが、将来の柔軟なガバナンス体制の構築に備え、会社法改正に伴い所要の変更を行うものであります。

④補欠監査役の選任に関する規定の新設

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間について会社法施行規則第96条第3項に則りその有効期間を明示するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、定款第33条及び第34条について所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の<u>物品</u>の企画、設計、製造、販売ならびに輸出入</p> <p>①<u>機械工具</u></p> <p>②<u>金型および金型部品、ならびに金型製造一連に使用する附属品および消耗品</u></p> <p>③<u>自動車部品および機械部品</u></p> <p>④<u>電子機器および半導体関連部品</u></p> <p>⑤<u>事務用機器および医療用機械器具ならびに精密機械器具部品</u></p> <p>(2) 前各号の物品の通信販売業務</p> <p>(3) 前各項に附帯または関連する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,000</u>万株とする。</p> <p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第30条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) 次の企画、設計、製造、販売ならびに輸出入</p> <p>(削除)</p> <p>①<u>金型および金型部品、ならびに金型製造一連に使用する附属品および消耗品</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>②<u>機器および装置製品全般ならびに機械工具</u></p> <p>(2) 前各号の<u>部品および物品</u>の通信販売業務</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000</u>万株とする。</p> <p>(取締役の責任限定)</p> <p>第30条 当社は取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第41条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p><u>査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(監査役の責任限定)</p> <p>第41条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2015年6月24日
定款変更の効力発生日	2015年6月24日

2. 取締役選任について

取締役全員（7名）は、第41回定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、新たに取締役4名を選任いたします。

当社は執行役員制度を採用しておりますが、少人数の取締役会による迅速な意思決定と、執行役員体制の強化で業務執行の機動性を高め、経営のスピード化を目指してまいります。

なお、新体制については、今後開催の取締役会で決議する予定であります。

(1) 取締役候補者

氏 名	重 任	現 役 職
武 田 雅 亮	重 任	代表取締役社長
真 田 保 弘	重 任	取締役
村 田 隆 夫	重 任	取締役
横 山 茂	重 任	取締役（社外）

注. 当社は、横山茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が取締役に選任された場合、引続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

(2) 退任予定取締役

氏 名	重 任	現 役 職
森久保 有司	—	代表取締役会長
杉 田 進	—	専務取締役
八 木 裕 之	—	取締役

注1. 森久保有司氏は、取締役でない名誉会長に就任する予定であります。

注2. 杉田進氏は、監査役として選任される予定であります。

3. 監査役選任について

監査役 佐々木信也氏は一身上の都合により、第41回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任するため、後任の監査役1名を選任いたします。

選任されます監査役の任期は当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時（2016年3月期に関する定時株主総会終結の時）までとなります。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

(1) 監査役候補者

氏名		現役職
杉田 進	新任	専務取締役

(2) 退任予定監査役

氏名		現役職
佐々木 信也	—	非常勤監査役

(3) 新任候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
すぎた すすむ 杉田 進 (1952年2月20日)	1970年4月 アルプス電気株式会社 入社 1987年6月 当社 入社 2005年4月 当社 執行役員 2010年6月 当社 取締役 2011年6月 当社 常務取締役 2014年6月 当社 専務取締役

4. 会計監査人選任について

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、第41回定時株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴い、後任として「あらた監査法人」を選任いたします。

(1) 異動予定日

2015年6月24日

(2) 異動に係る会計監査人

①就任予定の会計監査人の名称等

1	名	称	あらた監査法人	
2	所	在	地	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
3	業務執行社員の氏名		善場 秀明、戸田 栄	
4	日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況		登録されております。	

②退任予定の会計監査人の名称等

1	名	称	有限責任監査法人トーマツ	
2	所	在	地	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ
3	業務執行社員の氏名		小島 洋太郎、平野 雄二	

- (3) 上記(2)①に記載する者を会計監査人の候補者とした理由
会計監査人としての独立性及び専門性の有無、当社の事業内容との親和性、監査報酬等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。
- (4) 退任する会計監査人の直近における就任年月日
2014年6月24日
- (5) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、2015年6月24日開催予定の第41回定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、あらた監査法人を後任の会計監査人として選任するものであります。
- (7) 上記(6)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

以 上